

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第27号内容

- 1 平成28年度第1回農地中間管理事業評価委員会について
- 2 農地中間管理事業審査会(10月)について
- 3 西臼杵支庁・各農林振興局担当者会議について



1 平成28年度第1回農地中間管理事業評価委員会について

機構は、10月13日(木)に外部有識者5名で構成される、平成28年度第1回農地中間管理事業評価委員会を、県農業経営支援課立会いのもと開催しました。

今回は、年度途中の評価委員会であるため、①平成27年度の実績等、②平成27年度農地中間管理事業に対する評価への対応、③平成28年度取組方針、④農地中間管理機構の取組状況(中間報告)、⑤農地中間管理事業の実施状況(中間報告)、⑥今後の取組方向について、事務局から説明を行い各委員から意見を頂きました。

主な意見については、以下のとおりです。

(1) 農地中間管理事業への取組状況

- 目標値が高すぎてモチベーションの維持が難しいと思われるので、達成可能な現実的な目標が必要ではないか。
- 農地の流動化を促進するためには、基盤整備事業等による農地の条件整備が重要であり、基盤整備に関連する制度と十分連携して農地集積を進めてほしい。
- 特に水田地帯では、農地の集積・集約化と平行して、水稻で主食用・飼料用・加工用ゾーン、あるいは、ハウス栽培ゾーンのように、地域内でいかに効率的にゾーニングするかが重要である。
- 特に高齢者に対しては、取組を進めるためには事例を見せながら話し合いの中で調整していく必要がある。
- 機構事業の大きな役割としては、後継者の育成とスケールメリットを活かした生産性向上であり、その二つの目標に沿ったアプローチの仕方を深掘りして検討していただきたい。
- 年度後半に向け、取組が遅れている市町村・地域の要因分析も検討していただきたい。

(2) 農地中間管理機構の推進体制

- 地域での取組に対しては、話し合いの母体として地縁組織や土地改良区等の既存組織を活用し、一方、個別案件としての法人への支援は、機構として特に力を入れるべきである。
- 受け手が地域内で育っていくような状況にしないと、前に進んでいかない。
特に、地域内の受け手としての法人育成を、県・市町村と連携して取り組んでいただきたい。

(3) 農業者等への啓発

- 次に向けた取組方針を決めるために、事業実績の統計データを資料としてしっかりと残すと共に、そのデータの分析結果や他県の事例を参考にしていきたい。
- 事業の取組を測る評価指標として、他部門でも活用されている相談件数(農地貸借に関する)も検討するといいいのではないか。
- 農業者への事業広報の手段として、ラジオの活用が効果的と思われるので検討してほしい。

これらの意見につきましては、今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。



評価委員会の様子

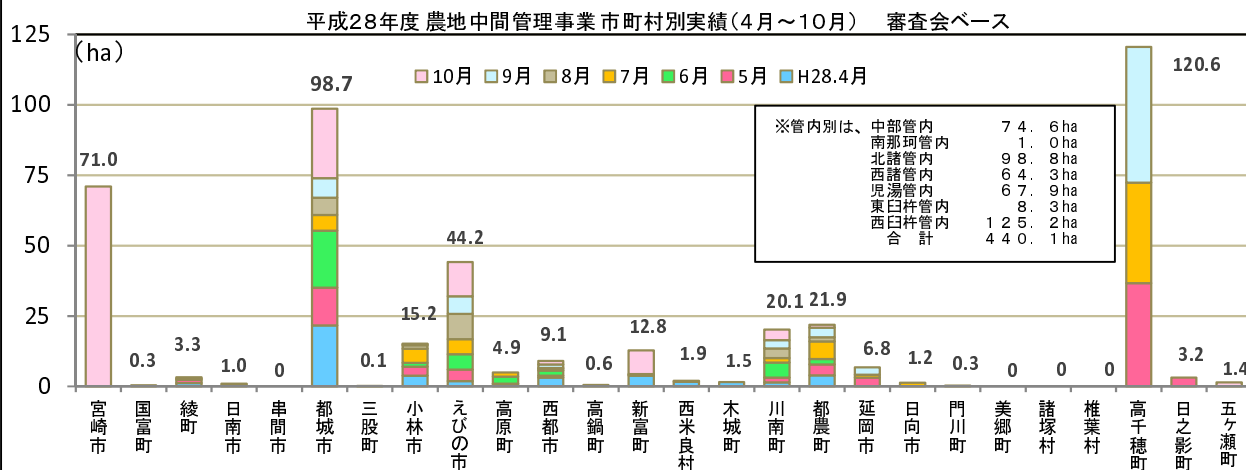
2 農地中間管理事業審査会（10月）について

10月21日（金）に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
 今回の審査会では、重点実施地区15地区での権利設定、並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。
 また、今回は、15地区の重点実施地区のうち、3地区が新規地区となっており、これまで話し合いが行われてきた地区の成果が少しずつ表れております。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区15地区（うち新規地区3地区）
 （宮崎市、日南市、小林市、えびの市、新富町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 73.0ha
- ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（199名）
 （綾町、日南市、都城市、えびの市、西都市、新富町、川南町、都農町、門川町、五ヶ瀬町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 52.5ha

10月審査面積 125.5ha
 平成28年度審査累計面積 440.1ha



3 西臼杵支庁・各農林振興局担当者会議について

県、農業会議、JA宮崎中央会及び機構は、10月4日（火）に農地中間管理事業等に携わる西臼杵支庁及び各農林振興局の職員を対象とした担当者会議を開催しました。

会議では、①農地中間管理事業の進捗状況、②機構への貸付希望農地のリスト化、③農地中間管理事業の活用推進（相談窓口での農地中間管理事業の積極的な推進及び大規模経営体への機構事業推進）、④機構集積協力金交付事業のスケジュール、⑤事務手続きの改善、⑥担い手及びその農地利用の実態に関する調査について、説明を行いました。

○主な説明内容は以下のとおりです。

・農地中間管理事業の活用推進について

機構を活用することで、農地のシャッフルによる団地化が可能となること、また、各種補助事業の採択要件や加算ポイントになっている事業が増えてきていること、更に賃料の一本化による振込事務等の削減など農地中間管理事業を活用する意義を踏まえ、農地法や基盤強化法で貸借をしてきた農地については、その更新時においては、農地中間管理事業による契約へ誘導するようお願いしました。また、大規模経営体の推進については、市町村等において、大規模経営体のリスト化を行い、大規模経営体向けのパンフレットを活用しての推進をお願いしました。

・機構への貸付希望農地のリスト化について

農地を貸したいが受け手が見つからない農地については、リスト化を行い、機構の借受希望者の公募へ応募した方から受け手を探すなど、機構の仕組みを最大限活用して、市町村、農業委員会、JA等の関係機関・団体で情報共有を図りながら、受け手を探すための流れを構築するようお願いしました。

＜農地第一課より＞

本年2月に機構は、県及び（一社）宮崎県農業法人経営者協会（以下法人協会）と農地の集積及び集約化に関する協定書を締結するとともに、このほど、法人協会との間で業務委託契約を締結し、法人等への農地集積を一層推し進めることといたしました。具体的には、法人協会会員へのアンケート調査や事業説明会等を実施し、機構への利用権設定を促進する取組を行うものです。このような個別案件の取組も推進することで、地域へ波及していくことを期待しております。

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp